

公益財団法人広島平和文化センター多文化共生・国際交流補助金交付規則運用規程

平成12年2月1日 制定
改正 平成18年2月1日
平成24年2月1日
平成25年2月1日
平成26年2月1日
平成27年2月1日
令和3年1月15日

(趣旨)

第1条 この規定は、公益財団法人広島平和文化センター多文化共生・国際交流補助金交付規則（以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の解釈)

第2条 規則第3条第9号に規定する「同一性を有する団体と認められる」とは、申請団体の名称の如何を問わず、団体の目的、組織、代表者・役員・構成員、活動内容、事務所の所在地等が合致又はほとんどの項目が合致するなど、同一団体と認められる場合をいう。

2 規則第4条第6号に規定する「文化・芸術・スポーツ振興等の事業」とは、別表第1のとおりとする。

3 規則第5条第1号に規定する「多文化共生、国際交流・協力に必要と認める経費」とは、別表第2のとおりとする。

4 規則第12条第1項第1号に規定する「予算を変更しようとするとき」とは、補助対象経費にかかる予算科目（申請書に記載された科目欄）毎の金額の1割以上の変更をする場合をいう。ただし、予備費充当にかかるものについては、補助団体の自由裁量の範囲内として除外するものとする。

5 規則第14条第1項第2号に規定する「著しく相違し」及び同条第1項第4号に規定する「著しく減少したとき」とは、補助対象事業費の予算総額に対する決算の執行率が8割未満となっている場合をいい、不用額は2割未満でなければならない。

6 規則第14条第1項第2号に規定する「予算の執行が不適當」とは、規則第12条第1項第1号に規定する「予算を変更しようとするとき」に該当するにもかかわらず、流用等の補助団体の内部手続きで措置している場合をいう。

7 規則第14条第1項第5号に規定する「過大な剰余金」とは、補助金に対し2割以上の剰余金をいう。

(様式)

第3条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

規則第6条第1項に規定する補助金交付申請書	別記第1号様式
規則第6条第1項に規定する事業計画書	別記第2号様式

規則第6条第1項に規定する予算書	別記第3号様式
規則第6条第1項に規定する機関決定証明書	別記第4号様式
規則第6条第1項に規定する団体概要・補助金受給実績等調書	別記第5号様式
規則第8条に規定する補助金交付決定通知書	別記第6号様式
規則第9条に規定する予算組替書	別記第7号様式の1
規則第9条に規定する組替予算書	別記第7号様式の2
規則第10条に規定する請書	別記第8号様式の1
規則第10条に規定する請書添付書類（補助金振込口座）	別記第8号様式の2
規則第12条第1項に規定する事業計画変更承認申請書	別記第9号様式の1
規則第12条第1項に規定する事業計画変更承認申請書補正予算書	別記第9号様式の2
規則第13条に規定する補助事業実績報告書	別記第10号様式
規則第13条に規定する事業実施報告書	別記第11号様式
規則第13条に規定する決算書	別記第12号様式
規則第13条に規定する事業実施内容及び所感文	別記第13号様式
規則第13条に規定する添付資料（添付写真）	別記第14号様式

（委任）

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成12年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。ただし、別記第5号様式の改正については、同年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月15日から施行する。

別表第1（第2条関係）

文化・芸術・スポーツ振興活動等の事業（運用）

- 1 文化振興活動（合唱・演奏・民族音楽、公演、お茶・料理、各種展示会等）
- 2 スポーツ振興活動（スポーツ大会・発表会、対抗試合、交流試合、体育指導（剣道、柔道、空手、野球などの指導等）
- 3 芸術振興活動（美術、絵画、彫刻、版画、陶芸、発表展示会等）
- 4 芸能活動（舞踊、ダンス、芝居、演劇等）
- 5 調査・研究活動（調査・研究全般）
- 6 観光・視察・親善活動
- 7 学校・公民館活動（学校・公民館行事、保護者会が学校と共同で実施する事業、PTA活動、学校教育の一環として活動している学生などの活動等）
- 8 学術・研究活動（学会の発表、講演会、学術研究、書籍の販売等）

別表第2（第2条関係）

多文化共生、国際交流・協力に必要なと認める経費（運用）

科目	認められるもの	認められないもの
報 償 費	<p>多文化共生、国際交流・協力に必要なと認められる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師謝礼金 ・通訳・翻訳料 ・通訳ガイド料 	<ul style="list-style-type: none"> ・チップ ・演舞者、奏者等への謝礼金 ・司会、会場整理員、進行要員、受付要員等ボランティアで対応できる人員への謝礼金 ・事前研修・学習に伴う講師謝礼金 ・ホームステイ先への謝礼金 ・ガイド料、出演料、着物の着付料等 ・多文化共生、国際交流・協力活動以外に必要な通訳・翻訳料等
通信運搬費	<p>多文化共生、国際交流・協力に必要なと認められる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡調整・情報交換のための電話・FAX通信費（国際電信電話代を含む。）、切手代 ・荷物の送料・運搬費 	<ul style="list-style-type: none"> ・荷物の送料、運搬費 ・書籍、図録、報告書、記念誌等の送料 ・コンテナ料、梱包料 ・寄贈・贈与物に係る運搬費
賃 借 料	<p>多文化共生、国際交流・協力に必要なと認められる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場借上料 ・附属設備の使用料（音響、照明、マイク、アンプ、電源、プロジェクター、映写機、スクリーン等） ・機材リース料 	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生、国際交流・協力の要素の少ない、講演・公演、文化・芸術・スポーツ振興活動等を行うための会場使用料、展示会の会場使用料、音響・照明機材の借上料、レンタル料、貸衣装代 ・事前研修・学習に係る会場使用料 ・交流先が負担する経費
消 耗 品 費	<p>多文化共生、国際交流・協力に必要なと認められる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録写真フィルム、現像代 ・文房具、資料作成コピー代 ・広報チラシ、ポスター等の印刷費 ・看板代 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与物資購入費、土産代、贈与資料作成費 ・書籍、図録等の印刷経費 ・個人の利益に還元されるテキスト等の購入費 ・新聞、雑誌の購入費 ・多文化共生、国際交流・協力の要素の少ない、公演、文化・芸術・スポーツ振興活動等を行うための消耗品費等
委 託 料	<p>多文化共生、国際交流・協力に必要なと認められる会場設営費等</p>	<p>多文化共生、国際交流・協力の要素の少ない、文化・芸術・スポーツ振興活動等に係る会場設営費等</p>
入 場 料 等	—	—
手 数 料	—	—
食 糧 費	—	—
寄付・贈与費	—	—
宿 泊 費	—	—
保 険 料	—	—
交通費	<p>国際交流・協力に必要なと認められる広島市と目的地の間の交通費（団体の構成員かつ広島市に住民票を有する者に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国内（広島市内を除く。）の移動費（広島駅を起点とする。） ・国際航空運賃（空港税、空港使用料等を除く。） ・国外の移動費（複数国含む。） ・車椅子運搬費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光、視察、市内観光、博物館・美術館等の見学を目的とする交通費（マイクロバスを含む。） ・他に交通手段が無いなどやむを得ない場合を除くタクシーの利用代 ・空港税、空港使用料、燃油特別付加運賃等 ・添乗員費用 ・多文化共生、国際交流・協力の要素の少ない、公演、文化・芸術・スポーツ振興活動等を行うための移動費及び運搬費 ・市内の移動交通費
	<p>市内事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師の交通費 <p>（高額なタクシーやハイヤーを利用する場合は、補助対象外となる場合があります。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の移動交通費（講師の交通費除く）